コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2015年5月1日
竹本容器株式会社
代表取締役社長　竹本　笑子
問合せ先　：　総務部　03-3845-6107
証券コード：4248

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、株主をはじめ全てのステークホルダーにとっての企業価値を最大化するとともに、企業活動の健全性及び透明性を確保することを目標にしており、その実現のためにコーポレート・ガバナンスの確立が経営上の最重要課題と考えております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
竹本　笑子	1,685,000	29.65
竹本容器若竹持株会	501,800	8.83
竹本　雅英	390,000	6.86
竹本　えつこ	305,000	5.37
深澤　隆弘	265,000	4.66
竹本　力	227,000	3.99
山本　健人	135,000	2.38
深澤　英里子	110,000	1.94
山本　勝人	100,000	1.73
菅井　信二	65,000	1.14

支配株主名	―

親会社名	―

親会社の上場取引所	―

補足説明

該当事項はありません。

３．企業属性

上場市場区分	第二部
決算期	12 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500 人以上 1000 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との間で取引を実施する場合には、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等について、取締役会の承認を得ることとしております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
穴田　信次	他の会社の出身者				○				○	
田中　達也	弁護士				○				○	

※1　会社との関係についての選択項目

a.親会社の出身である

b.他の関係会社出身である

c.当該会社の大株主である

d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外取締役に選任している理由
穴田　信次	○	同氏は、小津産業株式会社の社外取締役など、合計4社の社外取締役、社外監査役を務めております。	同氏は、東京証券取引所での企業情報開示業務および上場会社の取締役・監査役の経験があり、これまでの経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、他の会社の出身者であり、当社からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

田中　達也		同氏は、ピクシブ株式会社の社外取締役など、合計5社の社外監査役、社外取締役を務めております。	同氏は弁護士であり、これまで弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を、当社の内部統制の改善ならびにコンプライアンス強化に反映して頂くため、社外取締役に選任しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当、監査役会及び会計監査人との相互連携については、毎月定期的に内部監査担当者と常勤監査役が情報交換を行っております。また、会計監査人との連携については、四半期毎に会計監査人と内部監査担当及び監査役会が、監査内容や課題について共通認識を深めるため情報交換を積極的に行っております。なお、監査役会は、会計監査人の監査の立会い、会計監査人から会計監査結果の報告を受けるなどの活動を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
石川　雅郎	他の会社の出身者								○	
二宮　洋	他の会社の出身者				○				○	

※1　会社との関係についての選択項目

a.親会社の出身である

b.他の関係会社出身である

c.当該会社の大株主である

d.他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e.他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f.当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g.当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h.本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外監査役に選任している理由
石川　雅郎		同氏は過去（8年前）に当社の主要な取引先である中小企業金融公庫（現、株式会社日本政策金融公庫）の業務執行者として勤務しておりました。当社は株式会社日本政策金融公庫より、平成26年12月期末時点で453百万円の借入れを行っております。	金融に関する見識及びこれまでの取締役、監査役としての経験を活かした経営の監査体制強化のため、社外監査役に選任しております。
二宮　洋	○	同氏は、株式会社ハイデイ日高の社外監査役を務めております。	金融に関する見識及び社外監査役としての経験を活かした経営の監査体制強化のため、社外監査役に選任しております。 また、同氏は、他の会社の出身者であり、当社からの独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブの付与は特段行っておりませんが、報酬額は業績を考慮し決定しております。

ストックオプションの付与対象者	該当事項はございません。

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成 26 年 12 月期における役員報酬の総額は、129 百万円であります。役員個人別の報酬が 100 百万円を超える者はいないため、個別開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については､株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。
当社の取締役は株主からの信任によって選出され､当社の価値の最大化を目的として経営に当たることが自己の責務であることを常に認識しております。そのため、会社の経営成績、担当する部門の業績に強い責任を持つとの会社方針のもと、取締役の報酬は、毎年、業務分担の状況及び会社への貢献度を参考に決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、総務部が行っております。具体的には、取締役会の開催に際しては、議案についての事前説明などを行っております。また、必要に応じて適宜、電子メール・電話等により情報提供を実施しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役及び取締役会】
当社の取締役会は取締役 7 名で構成され、毎月 1 回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

【監査役会】
当社は監査役会設置会社であります。監査役会は 3 名で構成され、2 名が社外監査役であり、うち 1 名が常勤監査役であります。
監査役会は、毎月 1 回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査基準に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。
監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。

【内部監査】
当社の内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として内部監査担当を設置し、専任の担当者 1 名が事業年度毎に作成した計画に基づき、法令、定款、社内諸規程に従い、適正かつ有効に業務が運用されているか網羅的に実施され、監査の結果については代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門にフィードバックされ、経営の健全性・効率性・信頼性の向上に寄与しております。

【会計監査】
会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、財務諸表等に対する会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の意思決定機関である取締役会において、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）が出席しているほか、常勤の社外監査役 1 名が中立・独立した立場から常時取締役の職務執行を監視する体制となっております。また、監査役は社内において内部監査担当、外部においては会計監査人と定期及び必要に応じて適宜連携を図っており、各種法令、定款、社内諸規程遵守に関する監査は適正に保たれており、経営の監査・監督機能は充足していると考えております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の作成、発送体制の習熟度の向上により早期発送を行うべく努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度末が 12 月末であり、もとより極度の集中日の回避可能と考えていますが、株主の便宜も勘案して株主総会の設定をするべく努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株式事務代行機関等とも協議のうえ、電磁的方法による議決権行使方法の採用について検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	検討中です。
招集通知(要約)の英文での提供	株主構成の推移等を勘案し、適宜検討してまいります。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本決算終了後に個人投資家向け説明会を開催致します。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	本決算および第 2 四半期決算終了後にアナリスト・機関投資家向けの会社説明会の開催を致します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成を勘案し、必要があれば海外投資家向けの説明会開催を検討いたします。	
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内にＩＲ専門サイトを構築し、当社の情報を速やかに発信できる体制を整備しています。	
IR に関する部署(担当者)の設置	総務部が当該業務を担当しています。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程において、すべてのステークホルダーからの信頼を確保するために、社内外での情報公開を適時適切する旨、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業遂行上、環境保護等について留意しておりますが、現時点では特別な活動を予定しておりません。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス規程において、すべてのステークホルダーからの信頼を確保するために、社内外での情報公開を適時適切する旨、規定しております。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

１．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、当社及び子会社の全役員及び全従業員に周知徹底させるとともに、その遵守を求め、コンプライアンス意識の向上のために、外部から講師を招聘するなどの施策を講じる。また、必要に応じてその内容を見直し、追加及び修正する。

子会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づき所要事項の報告又は事前承認を求めることにより、職務の執行状況を把握し、適法性を確保する。

内部監査担当は、当社各部門ならびに子会社各社に対して網羅的に内部監査を実施し、法令、定款及び社内諸規程等への準拠性を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告を行う。さらに、法令上、疑義のある行為などに関する相談又は通報の適正な処理の仕組みとして通報窓口を設置して、法令遵守の実効性を高める。

２．取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会・取締役会のほか重要な会議の意思決定や各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づいて行なった決裁並びに取締役の職務執行に係る情報について、取締役会の議事録、稟議書等を「文書規程」等に基づいて作成し、法令及び「文書管理規程」に定められた期間、適切に保存及び管

理する。

３．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
当社は、子会社の事業運営の独立性と自立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、管理項目ごとに報告等の手続き方法を定め、報告を受けることとする。

４．当社及び子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制
当社は「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「組織規程」その他の社内規程に基づき、部門長権限を付与された責任者が担当分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築する。
子会社の業務執行を行う取締役は当該子会社の業務範囲において責任をもってリスク管理体制を構築する。
当社及び子会社においてリスク管理の観点から特に重要な事項が生じた場合等については、取締役会の決議により、規程の制定及び改廃を行なう。さらに、経営、事業に大きな影響を与える不祥事及び事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに必要な対応を図る。

５．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、法令及び「取締役会規程」で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、その業務執行状況を監督するため、取締役会を定例（毎月１回）及び臨時に開催する。また、取締役が職務の執行を妥当かつ効率的に行なう基礎となる経営情報等を得るため、毎月社内各部門及び子会社の業務執行状況について、取締役会に先立って月次報告書を作成し、社内限定のグループウェアを通じて取締役及び監査役のほか部門長にも共有する。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、当社の企業規模から、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置いていないものの、監査役は監査業務に必要な事項を経理部又は総務部に依頼することができる。

７．前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、経理部又は総務部の使用人はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けず、また、当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

８．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は、いつでも取締役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、取締役及び使

用人は、監査役から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備に努める。また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行ない、併せて内部監査担当及び会計監査人と定期的に協議会を開催し、監査の方法及び監査結果等について報告を受け、相互に連携を図るものとする。

９．子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、いつでも子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備に努める。当社の内部監査担当は子会社を監査した結果を、監査役に随時報告する。

１０.監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。

１１.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において監査役会が必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できるものとする。

１２．財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、当社及び子会社の財務報告の信頼性と適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築する。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを「反社会的勢力排除に関する規程」として制定しております。

当社における反社会的勢力排除の対策としては総務部が事務局となり、以下の事項を実施しています。

①本社事務所において、公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員となり、反社会的勢力排除に関する最新の情報を入手するとともに、有事に適切なアドバイスを受けられる体制を敷いています。

②総務部担当者が地元警察署の開催する講習会に参加。

③新規に取引を開始する際には当該相手が反社会的勢力等でないことの確認の徹底。

④取引先と締結する契約書には反社会的勢力排除条項を挿入することの義務付け。

特に、暴力団追放運動推進都民センターや所轄警察署等からの情報に関しては、会社全体としての意識向上のため経営層を含めた幹部社員において情報共有を図っております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社では、適時開示体制へ向けた取り組みを経営上の重要課題の一つと認識し、事業の運営に伴い発生した重要事実を社内外の関係者に適切に開示できる仕組みを確立することが企業としての責務でもあり、この体制を継続的に発展させていくことが企業力の強化につながるとも認識しています。

当社グループでは、上場企業が容器の一次使用者であるケースも多く、当社グループ自体の重要事実だけでなく商談を進める中で認識しうる顧客企業等の重要事実等についても、適宜適時開示担当部署に報告を行う体制を整えています。

当社または取引先等の重要事実を把握した場合には、当該情報を適時開示担当者に集め、所要の分析、検討を行ったうえで、必要に応じて適時開示を行うこととしております。

グループ社員に対する周知・啓蒙に関しては、当該適時開示体制の整備に関する規程を整備のうえ、当社の適時開示に係る基本方針、開示すべき情報の種類および内容等をインサイダー取引防止策と共に社内研修を行ってまいります。

【模式図(参考資料)】

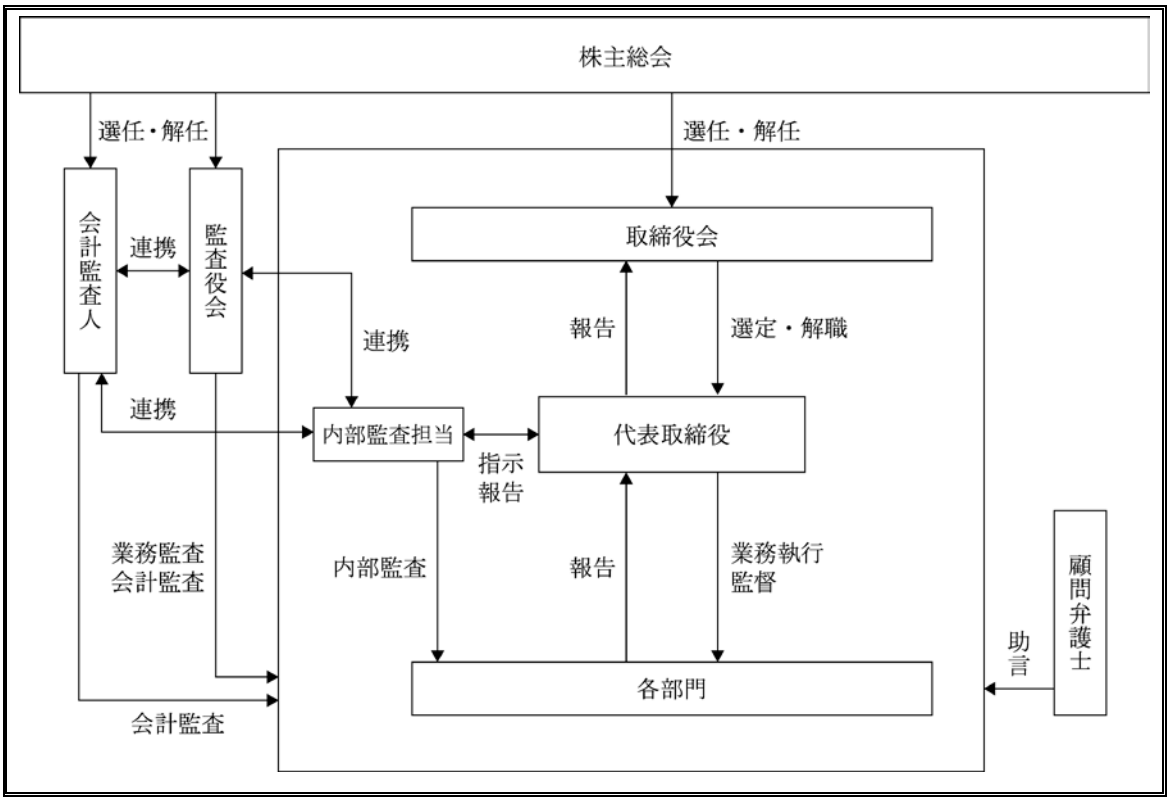
株主総会
選任・解任
選任・解任
会計監査人
連携
監査役会
取締役会
連携
報告
選定・解職
連携
内部監査担当
指示
報告
代表取締役
業務監査
会計監査
内部監査
報告
業務執行
監督
顧問弁護士
助言
各部門
会計監査

【適時開示体制の概要（模式図）】

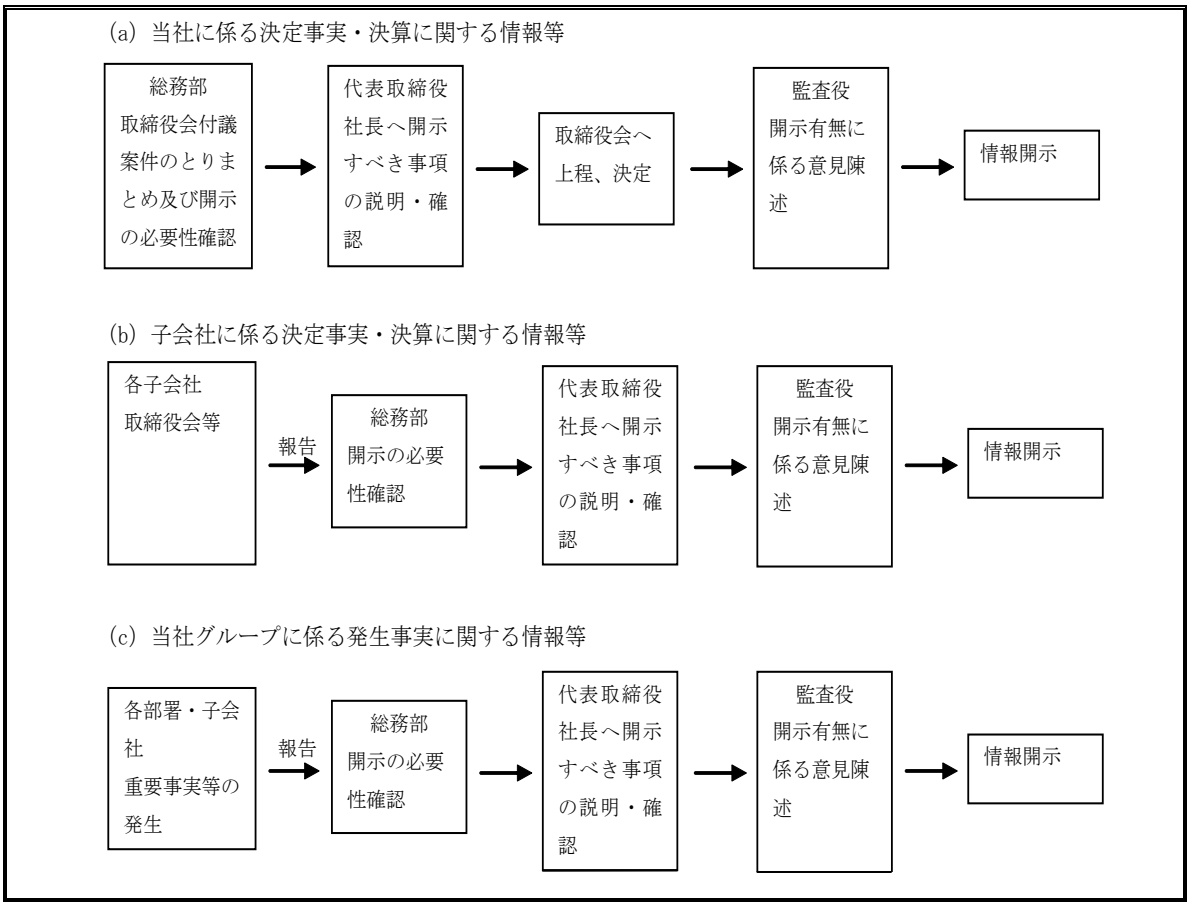

以上